(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び三百八十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県高岡郡四万十町影野字岡屋敷五四五番一から同町影野字岡屋敷五五八番二まで	前	一一・六二～一七・二二	〇・〇九四	
	後	一二・八五～二二・九九	〇・〇九四	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び三百八十一号	高知県高岡郡四万十町影野字岡屋敷五四五番一から同町影野字岡屋敷五五八番二まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月九日

○四国地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県高岡郡中土佐町久礼字薬王寺二五九七番一地先から同郡四万十町平串字高尾九九四番六まで	前	最大　三五五・六五 最小　二〇・三七	一四・五七六	
	後	最大　三二八・九二 最小　一〇・二〇	一四・五七六	

図面縦覧場所　四国地方整備局、同局土佐国道事務所及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四国横断自動車道阿南四万十線	高知県高岡郡中土佐町久礼字下越七一八七番一から同郡四万十町平串字高尾九九四番六まで	四国地方整備局、同局土佐国道事務所及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月九日　十五時

○北海道開発局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日　北海道開発局長　関　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道苫前郡羽幌町字築別六三九番一から同町字築別三〇番一まで	前　A	一四・五五～六八・五一	一・二〇四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後　A	一四・五五～六八・五一	一・二〇四	
	後　B	一〇・七〇～一一六・一〇	一・二一一	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十五号及び二百三十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道浦河郡浦河町荻伏町一二〇番一から同町荻伏町一二〇番四まで	前	二一・九二～二二・五二	〇・一一七	
	後	二一・九六～三二・五三	〇・一一七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道空知郡南幌町五一三番二から江別市江別太五四六番三まで	前　A	一八・一五～五一・〇〇	九・六八五	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	前　B	二二・四四～一六一・一一	五・〇七四	
	後　A	一八・一五～五一・〇〇	一〇・三七六	
	後　B・C	二二・四四～一六一・一一	八・〇六七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道山越郡長万部町字豊津五〇番一から同町字豊津二一六番八まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道山越郡長万部町字豊津一六一番二九地先から同町字豊津一五七番二まで	〃
〃	北海道山越郡長万部町字豊津一五一番一から同町字豊野一九二番地先まで	〃
〃	北海道山越郡長万部町字豊野八番一から同町字豊野四六番一まで	〃
二百二十八号及び二百八十二百七十五号	北海道上磯郡知内町字重内四番二〇から同町字重内四番六三まで	〃
三百三十四号	北海道中川郡音威子府村字上音威子府北海道大学中川研究林二一林班から同道枝幸郡中頓別町字栄国有林宗谷森林計画区宗谷森林管理署二〇八二林班と小班まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
供用開始の期日　平成二十四年十二月七日	北海道斜里郡斜里町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七七林班は小班地内	北海道開発局及び同局網走開発建設部